

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、請求人に対して令和2年6月16日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の下肢機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を6級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級に変更することを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分を取り消し、障害等級をより上位の等級に変更することを求めていると解される。

現在受けている認定条件は曖昧な聞き取りのため決定されていると思われます。〇〇自身の確認した障害を述べ、障害認定レベル変更をお願いいたします。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 月 2 7 日	諮問
令和 3 年 1 月 2 1 日	審議（第 5 1 回第 1 部会）
令和 3 年 2 月 2 6 日	審議（第 5 2 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 15 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行令 8 条は、法 15 条 4 項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならないとしている。

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級

から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 本件診断書の「障害名」（別紙1・I・①）には「体幹機能障害」と記載されているものの、「動作・活動の評価」では「座る」「いすに腰掛ける」はいずれも○（自立）とあり（別紙1・II・二）、座位保持が保たれていると確認でき、上肢機

能障害についての「動作・活動の評価」は全て○（自立）であること（同）から、本件障害については、四肢体幹の麻痺、運動失調、変型等による運動機能障害ではないと判断できるため、体幹機能障害ではなく、下肢機能障害と認定することが相当である。

(2) 等級表が定めている肢体不自由のうち下肢機能障害に係る障害等級において、本件障害が該当する可能性がある機能障害に関係ある部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	下 肢 機 能 障 害
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害
3 級	3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4 一下肢の機能の著しい障害
5 級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級	2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	2 一下肢の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

なお、等級表解説第3・1・(4)によれば、等級表解説において挙げた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

そして、等級表解説は、足関節に係る機能障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(3) 以上を前提に、以下、請求人の下肢の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

ア 下肢の機能障害の程度について

本件診断書に基づき、請求人の機能障害の程度についてみると、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）の記載はないものの（別紙1・Ⅲ）、歩行能力及び起立位の状況欄によれば、補装具なしでの歩行能力として「2km以上歩行不能」（別紙1・Ⅱ・三・(1)）、補装具なしでの起立位保持として「30分以上困難」（同・(2)）であることが認められる。

また、動作・活動欄では、「二階まで階段を上って下りる」は×（全介助又は不能）、「家の中の移動」（壁を使用）及び「屋外を移動する」（つえを使用）は△（半介助）とあるものの（別紙1・Ⅱ・二）、その他の「寝返りをする」「座位又は臥位より立ち上がる」「いすに腰掛ける」「座る」動作等は全て○（自立）とあることから（同）、支持性及び運動性は概ね良好に保たれていることが認められる。

以上の本件診断書の記載内容に加えて、本件医師らに対して、本件診断書の障害等級に係る意見の記載について照会を行った際に追加の医学的所見はなかったことを踏まえた上で、等級表及び等級表解説に照らして、請求人の下肢の機能障害

全般を総合した上で判断すると、請求人の下肢機能障害（本件障害）は、両足それぞれが「一下肢の機能の軽度の障害」（7級）相当であるものと認められる。

イ 総合等級について

請求人の上記アの障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、両足について、下肢機能障害「一下肢の機能の軽度の障害」（7級）の指数0.5をそれぞれ合計すると指数1となり、合計指数が1の場合、認定等級は6級となることから、両下肢機能の軽度障害6級として認定するのが相当である。

(4) 以上のとおり、請求人の下肢機能障害（本件障害）は、両下肢について、機能の軽度障害（6級）であると認められることから、本件障害の程度は、総合等級6級と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は第3のことから、本件処分の違法、不当を主張し、障害等級をより上位の等級に変更することを求めているが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求めた上で、本件医師らに照会したところ、「下肢6級」との回答があったことから、本件処分を行ったものと認められ、また、本件処分は、上記2のとおり、上記1の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張をもって、手帳の障害等級をより上位の等級に変更することはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)